

○北杜市放課後児童クラブ条例

平成16年11月1日

条例第123号

改正 平成17年10月7日条例第45号

平成17年12月16日条例第169号

平成20年3月26日条例第12号

平成22年3月23日条例第7号

平成24年9月28日条例第35号

平成24年9月28日条例第41号

平成26年12月26日条例第31号

平成27年10月1日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第12項、第21条の26及び第34条の7の規定に基づき北杜市放課後児童クラブを設置することにより、保護者の就労を容易にするとともに、児童に対し生活と遊びの場を与え、その児童の健全な育成に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 北杜市放課後児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	施設数
明野放課後児童クラブ	北杜市明野町上手8,310番地1	1
須玉放課後児童クラブ	北杜市須玉町若神子320番地（須玉さわやか児童館内）	1
高根東放課後児童クラブ	北杜市高根町村山東割1,942番地	1
高根西放課後児童クラブ	北杜市高根町村山西割1,675番地1	2
清里放課後児童クラブ	北杜市高根町清里3,545番地2,083	1
長坂東放課後児童クラブ	北杜市長坂町長坂上条2,233番地	1
長坂西放課後児童クラブ	北杜市長坂町長坂上条1,603番地1	1
大泉東放課後児童クラブ	北杜市大泉町西井出3,110番地1	1
大泉西放課後児童クラブ	北杜市大泉町谷戸2,870番地（いずみ木然館内）	1
小淵沢放課後児童クラブ	北杜市小淵沢町7,711番地	1
白州放課後児童クラブ	北杜市白州町白須260番地1	1
武川放課後児童クラブ	北杜市武川町牧原1,243番地（甲斐駒センターせせらぎ内）	1

(保育時間及び休日)

第3条 保育時間及び休日は、次のとおりとする。

(1) 保育時間

月曜日から金曜日の間は、午後1時から午後6時までとする。

土曜日は、午前8時から午後6時までとする。

長期休業期間中は、午前8時から午後6時までとする。

(2) 延長保育時間

前号に定める保育時間以降、午後7時までは延長保育時間とする。

(3) 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、保育時間及び休日を変更することができる。

(対象児童等)

第4条 対象児童は、北杜市に住所を有する児童及び市内小学校に在籍する児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

(保育料等)

第5条 保護者は、対象児童1人につき月額1,500円の保育料を納付するものとする。

2 保育料は、児童の保育に直接必要な経費に充てるものとする。

(保育料の減免)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の不還付)

第7条 既に納付された保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条から第7条までの規定は、平成17年度以後に実施する放課後児童クラブについて適用し、平成16年度中に実施する放課後児童クラブについては、なお合併前の明野村ふれあい教室設置及び管理に関する条例（平成14年明野村条例第8号）、明野村ふれあい教室設置及び管理に関する条例施行規則（平成14

年明野村規則第3号)、高根町ふれあい児童館設置及び管理に関する条例(平成14年高根町条例第4号)、高根町ふれあい児童館設置及び管理に関する規則(平成14年高根町規則第1号)、長坂町放課後学童健全育成事業に関する条例(平成14年長坂町条例第26号)又は長坂町放課後学童健全育成事業に関する規則(平成14年長坂町規則第20号)の例による。

(小淵沢町の編入に伴う経過措置)

- 3 小淵沢町の編入の日前に、小淵沢町学童保育実施に関する条例(平成13年小淵沢町条例第5号。以下「小淵沢町条例」という。)の規定によりなされた放課後児童健全育成事業については、平成17年度に限り、なお小淵沢町条例の例による。

附 則(平成17年10月7日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の表大泉ふれあい教室の項の改正規定は、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成17年12月16日条例第169号)

この条例は、平成18年3月15日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日条例第7号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第35号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第41号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第31号)

この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年10月1日条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○北杜市放課後児童クラブ条例施行規則

平成16年11月1日

規則第72号

改正 平成18年3月10日規則第49号

平成18年10月25日規則第124号

平成19年3月26日規則第9号

平成20年3月26日規則第7号

平成24年9月28日規則第40号

平成24年11月16日規則第44号

平成26年10月1日規則第28号

平成27年2月18日規則第1号

平成27年10月1日規則第29号

平成27年12月28日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市放課後児童クラブ条例（平成16年北杜市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用定員)

第2条 北杜市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の利用定員は、別表第1のとおりとする。

(指導内容)

第3条 児童クラブの指導内容は、児童が遊びや生活を通して成長発達することを基本として指導計画を立案し、実践していくものとする。

(関係機関との連携)

第4条 児童クラブは、家庭、学校及び地域が一体となり、児童福祉、学校教育、社会教育等の関係機関との連携をとり、事業を推進していくものとする。

(入所の手続等)

第5条 児童クラブに入所を希望する児童の保護者は、放課後児童クラブ入所申請書（様式第1号）を提出し、市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の承諾に際し、必要な条件を付することができる。

(入所決定等の処理)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、当該申請書に係る決定等の処理を行い、放課後児童クラブ入所決定（却下）通知書（様式第2号）によりその保護者に通知するものとする。

2 定員を超えた場合は、別に定める基準表により入所を決定するものとする。

(入所者の義務)

第7条 児童クラブに入所した者（以下「入所児童」という。）は、この規則に従

うとともに児童クラブの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(入所の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所の決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく長期間にわたって利用がないとき。
- (2) 利用申請に偽りその他不正があったと認められるとき。
- (3) 保育料の納入を2箇月以上怠ったとき。
- (4) 児童クラブの秩序を乱すような行為を行ったとき。
- (5) その他入所児童の利用が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により入所の決定を取り消したときは、放課後児童クラブ入所取消通知書(様式第3号)により入所児童の保護者に通知するものとする。

(退所届)

第9条 入所者の保護者は、児童クラブに入所の必要事由が消滅したときは、速やかに市長に放課後児童クラブ退所届(様式第4号)を提出しなければならない。

(保育料の減免)

第10条 条例第7条の規定により保育料を減額し、又は免除すること(以下「減免」という。)ができる事由及び減免の割合等は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する減免を受けようとする入所児童の保護者は、放課後児童クラブ保育料減額(免除)申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る決定等の処理を行い、放課後児童クラブ保育料減免決定(却下)通知書(様式第6号)によりその保護者に通知するものとする。

4 保育料の減免の決定を受けている入所児童の保護者は、減免の事由が消滅したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(保育料の納付)

第11条 保護者は、毎月25日までに、その月分の保育料を納付しなければならない。

2 前項に規定する期限が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その期限後において最初のこれらの日に当たらない日をもってその期限とみなす。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、平成17年度以後に実施する児童クラブについて適用し、平成16年度中に実施する児童クラブについては、なお合併前の明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町又は武川村においてそれぞれ実施していた児童クラブに相当する施策による。

(小淵沢町の編入に伴う経過措置)

3 小淵沢町の編入の日前に、小淵沢町学童保育実施に関する条例施行規則（平成13年小淵沢町規則第4号。以下「小淵沢町規則」という。）の規定によりなされた放課後児童健全育成事業については、平成17年度に限り、なお小淵沢町規則の例による。

附 則（平成18年3月10日規則第49号）

この規則は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（平成18年10月25日規則第124号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月26日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第40号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月16日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月18日規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日規則第29号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第45号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(北杜市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の北杜市放課後児童クラブ条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

名称	定員（人）
----	-------

明野放課後児童クラブ	60
須玉放課後児童クラブ	70
高根東放課後児童クラブ	50
高根西放課後児童クラブ	80
清里放課後児童クラブ	30
長坂東放課後児童クラブ	50
長坂西放課後児童クラブ	70
大泉東放課後児童クラブ	40
大泉西放課後児童クラブ	60
小淵沢放課後児童クラブ	70
白州放課後児童クラブ	40
武川放課後児童クラブ	40

別表第2（第10条関係）

減免事由		添付書類	減免割合等
1	同一世帯において2人以上同時入所しているとき。	住民票謄本	2人目の保育料半額免除 3人目以上の保育料全額免除
2	利用児童の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯であるとき。	生活保護受給証の写し	免除
3	利用児童の属する世帯が前年度市町村民税の非課税世帯であって、かつ、次の各号に掲げるいずれかの世帯であるとき。	前年度市町村民税非課税証明書	免除
	(1) 母子世帯等 母子及び父子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に利用児童を扶養しているものの世帯	市長が必要と認める書類	
	(2) 在宅障害児（者）のいる世帯で、次に掲げる児（者）を有する世帯		
	ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者で1級又は2級に該当するもの	身体障害者手帳の写し	
	イ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚	療育手帳の写し	

		生省発児第156号) に定める療育手帳の交付を受けた者でAに該当する者		
		ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者	特別児童扶養手当証書の写し又は年金証書（又は年金振込通知書）写し	
4	利用児童の保護者が被災その他の理由により利用負担金を納付することが困難であると認められるとき。		市長が必要と認める書類	市長が必要と認める割合又は金額



様式第1号(第5条関係)

北杜市放課後児童クラブ入所申請書

年 月 日

北杜市長 様

保護者 住所  
氏名  
個人番号  
電話番号



北杜市放課後児童クラブの入所を申請します。

入所希望児童 クラブ名					
申請児童	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	小学校名	
				学年・組	
個人番号	・		男・女	小学校	
				年 組	
健康状態	良・普	持病			
アレルギー					
入所期間	年 月 日～ 年 月 日				
利用希望	希望項目の番号すべてに○印をつけてください。 1 平日(月～金曜日) 2 土曜日 3 延長保育(18:00～19:00) 4 長期(夏休み等)休みのみ				
上記児童以外 の家族状況	氏名	続柄	勤務先住所	勤務終了時間	定休日
				時 分まで	
				時 分まで	
お迎え予定時間	平日( : 頃) 土曜日( : 頃)				
申請理由					
添付書類	・家族状況確認書 ・口座振替依頼書 ・同意書				

様式第2号(第6条関係)

北杜市放課後児童クラブ入所決定(却下)通知書

年 月 日

様

北杜市長

申請のありました放課後児童クラブ入所の申請については、次のとおり入所(却下)の決定をしたので通知いたします。

児 童 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
児童クラブ名				学 校 ・ 学年・組	小学校 年 組
入 所 期 間	年 月 日～ 年 月 日				
利 用 決 定 日	1 平日(月～金曜日) 2 長期(夏・冬・春)各休み				
保 育 料	(月額 円) (延長保育料 円) 口座振替 *毎月25日までに納付してください。				
却 下 理 由					
遵 守 事 項	1 放課後児童クラブを欠席、遅刻又は早退するときは、事前にその旨を指導員に連絡すること。 2 申請した内容に変更があったときは、速やかに指導員に届け出ること。				

様式第3号(第8条関係)

北杜市放課後児童クラブ入所取消通知書

年 月 日

様

北杜市長

放課後児童クラブ入所許可を、次のとおり取消しをしたので通知いたします。

児 童 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
児童クラブ名				学 校 ・ 学年・組	小学校 年 組
取 消 年 月 日	年 月 日				
取 消 理 由					
備 考					

様式第4号(第9条関係)

北杜市放課後児童クラブ退所届

年 月 日

北杜市長 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号



北杜市放課後児童クラブ退所届を提出します。

児 童 氏 名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
児童クラブ名				学 校 ・ 学年・組	小学校 年 組
退 所 希 望 日	年 月 日				
退 所 理 由					

様式第5号(第10条関係)

北杜市放課後児童クラブ保育料減額(免除)申請書

年 月 日

北杜市長 様

保護者 住所

氏名

㊦

個人番号

電話番号

北杜市放課後児童クラブ条例施行規則第10条の規定に基づき、放課後児童クラブ保育料の減免を申請します。

児 童 氏 名	
児 童 ク ラ ブ 名	
減 免 額	月額 円
減 免 理 由	1 同時入所世帯 2 生活保護受給世帯 3 市町村民税非課税世帯 (区分①ひとり親世帯 ②在宅障害児(者)を有する世帯) 4 その他 ( )
添 付 書 類	1 住民票謄本 2 前年度の市町村民税非課税証明書 3 ひとり親家庭等医療費受給者証の写し 4 身体障害者手帳の写し 5 療育手帳の写し 6 特別児童扶養手当証書の写し 7 年金証書又は年金振込通知書の写し 8 その他( )

(注)1 「減免理由」及び「添付書類」は該当する番号を○で囲んでください。

2 「添付書類」は最新のものの写しを提出してください。

様式第6号(第10条関係)

北杜市放課後児童クラブ保育料減免決定(却下)通知書

年 月 日

様

北杜市長

申請のありました放課後児童クラブ保育料の減免については、次のとおり減免(却下)することに決定をしたので通知いたします。

児 童 氏 名	
児童クラブ名	
減 免 額	年 月分から(月額 円)
却下する理由	
遵 守 事 項	申請した内容に変更があったときは速やかに市長に届け出ること。

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)